**令和６年度　個人住民税の定額減税額の記載について**

令和６年５月

兵庫県美方郡香美町

減税額については、普通徴収納税通知書の「備考欄」または、特別徴収税額通知書（納税義務者用）の「摘要欄」に記載しています。

1. 減税額等

・別添のリーフレットをご確認ください。

1. 減税のしかた

・個人住民税の**所得割額から減税**します。

・定額減税額が減税前の所得割額を上回る（定額減税額＞減税前の所得割額）

ことにより**定額減税しきれない場合は、調整給付金**という形で支給されます。

（別途、香美町役場福祉課より６月下旬頃から順次ご案内します）

1. 減税額の記載方法

・「減税控除済額●●円（市町村分）（道府県分）」⇒本来の所得割額から、

実際に定額減税された額を表示しています。

・「控除外額●●円」⇒定額減税しきれなかった額を表示しています。

・定額減税対象外の場合は、記載はありません。

＊＊＊＊＊＊＊　お問い合わせ先　＊＊＊＊＊＊＊

【定額減税に関すること】

香美町役場税務課　TEL：0796-36-1113（課直通）

【調整給付に関すること】

香美町役場福祉課　TEL：0796-36-1964（課直通）